関西自然保護機構会誌 28（2）：215－219，2007

返還米軍基地―沖縄北部国有林

名古屋大学名誉教授・国民森林会議会長　只　木　良　也

Back to the nature－Forest area in north Okinawa. Yoshiya Tadaki (*Emeritus Professor of Nagoya University, Chairman of People's Forest Congress*)

米軍基地返還5000ha

平成８（1996）年12月，日米特別行動委員会（SACO）は，平成14（2002）年度末を目途に，沖縄の米軍基地のうち約5000haを返還すると発表しました。これを聞いて日本人なら誰しも，米軍が使用している飛行場のような基地施設の敷地が，5000haと言えば何と1500万坪，日本人の手に戻ってくると思ったはずです。

ところが，飛行場のような基地施設敷地は，そのうち1000ha，残りの4000haは，実は森林だったのでした。なぜ米軍が森林を接収？　返還予定の森林は，確かに米軍基地，訓練場でした。実際に訓練，演習場として接収されている面積の半分を返還するという話なのでした。

森林の訓練場は，実際に役立ったようです。特にベトナム戦争の時には。ベトナムで米軍はジャングルに手こずり，思うように作戦展開できなかったのは，今も物語られているとおりですが，当時，ジャングル用の訓練が行われていたのが，今回返還予定の「沖縄北部訓練場」だったのです。それは単に森林内での軍事行動の演習だけでなく，例えば，サバイバルナイフ１丁と，せいぜいビスケット１袋を持って，１週間ほど森林の中へ放り出される，と言ったジャングル内で生き残る訓練が，盛んに行われたようです。そのおかげで，北部訓練場あたりをハビタットとする飛べないヤンバルクイナも，ずいぶん食べられたのではないかと思うのです。何しろ「食いナ」の名が悪かった…。でも，こうした使用のために，森林の伐採を伴ういわゆる「開発」からは免れ，沖縄本島としては自然度の高い森林が残されることになりました。

沖縄北部訓練場の森林

さて，沖縄本島北部東村から国頭村に至る7,833haが，沖縄北部訓練場です。これは，沖縄本島の森林面積の12％にあたり，その88％が国有林ですが，そのうち3,987ha（うち国有林3,372ha，85％）が今回返還されることになったわけです。返還された後のこの国有林をどのように位置づけ，如何



図１．返還予定の北部森林－やんばる山原国有林.

関西自然保護機構業績　第406号

に管理するか，その方針を考える委員会を，沖縄を管轄区域とする九州森林管理局が発足させました。検討委員会は地元の琉球大学の先生，地元自治体の森林関係者，自然保護協会，それに何故か小生も加わって，返還声明直後の平成９年にスタートし，４度の検討会を繰り返しました。その後，返還予定地内からヘリポートを非返還地へ移設するためのアセスメント等に時間を要するため，しばらく検討を中断しておりましたが，平成18年に至って再開することになりました。

返還予定地は，沖縄本島の脊梁山脈の太平洋側に位置し，年間を通じて温暖，気温の変化も少なく，降水量は多いところです。名護市での観測によれば，年平均気温は21.6℃，年降水量は2,265㎜。現地国頭村での降水量は3,000㎜／１年を越えている模様です。したがって，当該返還地の大部分を占めるのは亜熱帯多雨林です。



図２． 返還予定の北部森林－やんばる山原国有林.



図３． 返還予定地内の既設ダム－普久川ダム.

島嶼に存在することもあって，この森林地域は，固有種や希少種を多く含んだ生物多様性は高く，その生態系保全は大きな課題です。それに加えて，沖縄本島は降水量が多いとはいえ，それが梅雨時や台風時に集中するため，それ以外の季節には恒常的な水不足に悩まされるのが過去の通例で，住民の水確保という点でも水源森林地域は重要な意味を持っています。さらにいうならば，返還後の森林地域は，地元の産業，たとえば林業や観光業に貢献するだろうと言う期待も大きいのです。

その生物相

当該地域の生物相を，森林管理局のまとめた資料から抜粋して，以下に記しておきます。

森林植生は，亜熱帯性常緑広葉樹林－ヤブツバキクラス域－に位置づけられています。高木層にイタジイ，オキナワウラジロガシ，イスノキ，イジュなどが優占し，亜高木層以下にはコバンモチ，ヒメユズリハ，タイミンタチバナ，シシアチク，ボチョウジ，アオノクマタケラン，ササクサなど。ただし，その多くは，戦前からの薪炭その他用途の伐採・萌芽更新による二次林です。このほかにリュウキュウマツの造林地やススキやシダ類の草原も点在しています。

当該国有林内に維管束植物は779種が確認されていますが，そのうち沖縄県版レッドデータブック（沖縄県自然保護課，2006）に記載されている貴重植物は，野生絶滅（ＥＷ）２種，絶滅危惧ＩＡ類（ＣＲ）14種，絶滅危惧ＩＢ類（ＥＮ）29種，絶滅危惧Ⅱ類（ＶＵ）51種，準絶滅危惧（ＮＴ）10種，情報不足（ＤＤ）１種の計107種で，その大半は，山地に発達する雲霧林と渓流沿いの岩石地の渓流植生に集中的に分布するとのことです。

沖縄全県20種，本島北部12種が記載されている

土着哺乳類のうち，当該国有林内で，ネズミ２種（１種は国天然記念物ケナガネズミ），コウモリ４種，イノシシ１種が確認されています。鳥類については，特別天然記念物ノグチゲラ，天然記念物ヤンバルクイナとカラスバトを筆頭に，レッドリスト18種を含めて54種が，両生類は土着種12種（うちレッドリスト８種），爬虫類は土着種18種（国天然記念物リュウキュウヤマガメ含め，レッドリスト７種）が確認されています。淡水魚は，河川が短いためか種数も少ないのですが，無脊椎動物になると貴重とされるものだけでも150種前後，このうちヤンバルテナガコガネは国天然記念物，フタオチョウ，コノハチョウは県天然記念物です。

今後どう扱うか－保護林として

さて，返還後のこの国有林，いかに扱うかです。現在の社会情勢から考えて，単純に木材資源が返還されたと，それを木材産出専用に使うことはまず誰も想定しないと思います。生物多様性や貴重生物の保全のための保護林というのが，常識的な考え方となるでしょう。

国有林の保護林制度は，大正４（1915）年に発足していますが，平成元（1989）年に改定されて，現在は次の７種の保護林があります。

1．**森林生態系保護地域**　わが国の主要森林帯を代表，あるいは地域の特徴的な原生的天然林。原則として自然の推移に委ねるコアゾーンを緩衝バッファーゾーンが取り巻く。

2．**森林生物遺伝資源保存林**　森林を構成する生物の遺伝資源を保つための自然状態十分な天然林。

3．**林木遺伝資源保存林**　主要あるいは希少樹種を対象に，天然分布地域内に当該樹種集団の保全を図る森林。

4．**植物群落保護林**　上記１～３に属さない，地域の自然を代表する植物群落，及び歴史的学術的価値を有する個体群の維持を図る地域。

5．**特定動物生息地保護林**　特定の動物種の繁殖・生息地の保護のための，上記１～４に属さない森林。

6．**特定地理等保護林**　特異な地形・地質等の保護を図る森林。上記１～５の区域以外。

7．**郷土の森**　地域の象徴としてなど，地元市町村の要請ある森林。

返還される国有林は，戦前，戦中に一通りの伐採を受けた後の二次林ですから，大径木がうっそうと茂り，中層下層と階層構造が発達した原生林的森林とは雰囲気が違います。西表の亜熱帯多雨林と比べれば，ずっと単純な林です。いわゆる開発が進んだ沖縄本島の中では，半世紀の間人手の介入が少なかったため，相対的には貴重な森林であることは間違いないところですが，絶対的に貴重な価値を持つものとまでは思えません。したがって，国有林の制度としての上記「１．森林生態系保護地域」には，少々物足りない感じです。

生態系保護地域は代表的な原生的森林としての価値を有するものでなければなりません。そして，北は知床から南は西表まで，現在全国に27箇所が



図４．林冠の状況－イタジイ・イスノキを主とする．

設定されていますが，その地域面積合計は40.1万ha，１箇所平均1.5万haで，今回の対象面積はちょっと規模が小さすぎるのです。小笠原のような例外もあることはあるのですが。

この森林のような，とくに貴重種保全が重要な場合には，原則人手を入れない厳正保存的な「１.森林生態系保護地域」よりも，「２.森林生物遺伝資源保存林」「４.植物群落保護林」「５.特定動物生息地保護林」などに，対象をよく選別してきめ細かく地域指定するのが好ましく，指定後の管理も適切に行われて，よい結果を生むのではないでしょうか。

今後どう扱うか－機能類型区分として

一方，平成13（2001）年制定の「森林・林業基本法」を受けた「森林・林業基本計画」－同18年見直し－では，わが国の全森林を，①水土保全林，②森林と人との共生林，③資源循環利用林の３機能に類別区分することにしています。そもそも森林は，幾つもの機能を重複して持っているものですが，①水土保全林は水保全・土保全機能を最重視するもの，③資源循環利用林は，木材生産を中心に考えるものです。これに対して，②森林と人との共生林は複雑で，原生的なもの，貴重動植物の生育に適するもの，自然景観・歴史的風致を構成するもの，防音・防風など生活環境を守るもの，保健・文化・教育的活動の機能を有するもの，等となっています。

この②に，①と③以外のものがすべて放り込まれた感じなのですが，それは兎も角として，上記１～７の保護林は，すべてこの「②森林と人との共生林」に類別されることになります。返還森林面積のうち，どの程度が保護林として区分されるかは，今後の検討によりますが，それに登録されなかった残余の面積は，当然①水土保全林に区分されます。木材生産中心の③資源循環利用林は，ここでは考慮されることはないからです。ただし，極く小面積ながらリュウキュウマツの人工造林地があり，これは③資源循環利用林となる可能性は残されています。

北部国有林は，沖縄本島の水がめとしての重要な存在価値も持っています。水源涵養や土砂流出防備を主機能とする①水土保全林として機能区分は当然のことで，保水能力の高い森林土壌の維持，根系や下層植生の発達が期待されるような森林整備が要求されます。その森林整備に伴って，副産物的に生まれる木材がありますが，木材という非汚染的資材の有効利用を目指すことは今後の環境時代に適うことであり，それが多少なりとも地元の産業と経済に貢献することも期待されます。

まとめ－私の考えは

今後の取り扱い，とくに森林の区分は，委員会の十分な検討から導かれるのは当然ですが，私自身としては次のように考えています。

まずは希少生物生息箇所等のとくに保護すべき箇所の線引き，それも出来るだけ大きく，そしてその維持管理法の指定を優先させます。単純な「保存」処置でよろしいか，保護対象の生物による生息環境を維持するための処置が必要か，などの管理方策です。たとえば，保護対象が陽性植物の時には，明るさを維持するために，その周囲の遷移の進行を妨げる処置が必要になります。

同時に，市民が直接利用できるような拠点森林の設定も進めるべきでしょう。亜熱帯林の観察や学習にも利用できる休養・教科的空間です。勿論，生息動植物の生活に悪影響を及ぼさない配慮の下にです。

残余の土地は，機能区分における水土保全林として扱われます。水土保全林が，沖縄で重要な意

味を持つことは前述のとおりです。上記保護林や空間利用林も，水土保全機能も持っているのは当然ですが，それらには「保護」や「休養・教科」が優先するということです。

この返還を機に，国立公園化する案もあると聞いています。さらには，世界自然遺産登録という希望もありとか。世界遺産には，いささか荷がかちすぎる感ありですが，いずれにしてもその所有者である国有林の適切な処置がまずあることが必要です。世界遺産になった白神にしても，知床にしても，屋久島にしても，世界遺産登録に先行して，まず初めにあったのは，所有者である国有林当局の森林生態系保護地域指定だったのでした。